

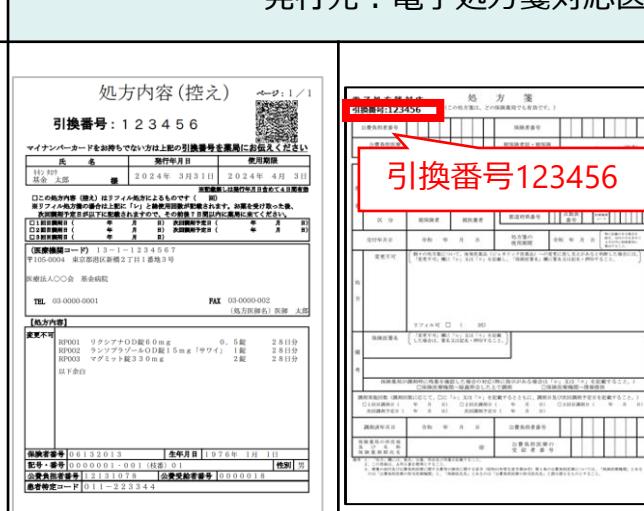
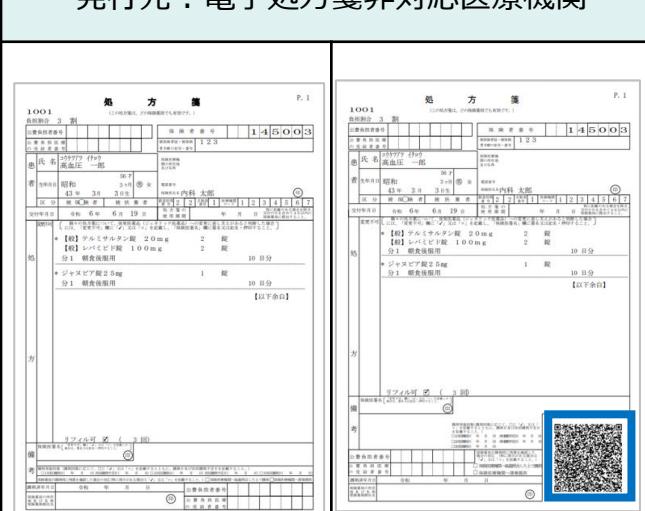
電子処方箋及び紙の処方箋の取り扱いについて（医療機関）

医療機関における電子処方箋・紙の処方箋の取り扱いについて

※マイナポータルで処方内容を閲覧することができる等の理由により、患者が処方内容（控え）を不要とする場合は、手交不要。

電子処方箋及び紙の処方箋の取り扱いについて（薬局）

薬局における電子処方箋・紙の処方箋の取り扱いについて

		発行元：電子処方箋対応医療機関	発行元：電子処方箋非対応医療機関
患者が薬局に持参するもの（イメージ）		<p>発行元：電子処方箋対応医療機関</p>  <p>引換番号123456</p> <p>二次元コード</p>	<p>発行元：電子処方箋非対応医療機関</p>  <p>二次元コード</p>
処方内容（控え）		<p>引換番号が印字された紙の処方箋</p> <p>※マイナンバーカード以外の方法で資格確認を行う場合、調剤には引換番号が必要。引換番号は、処方内容（控え）又はマイナーポータルから確認が可能。</p>	<p>引換番号及び二次元コードが印字された紙の処方箋</p>
処方箋の原本		<p>電子処方箋</p> <p>紙の処方箋</p>	<p>紙の処方箋</p>
電子処方箋管理サービスから取り出せるもの		<p>電子処方箋（処方箋原本）</p> <p>処方箋情報提供ファイル</p>	<p>—</p>
電子処方箋管理サービスに登録するもの		<p>調剤結果情報（電子署名必須）</p> <p>調剤結果情報（電子署名任意）</p>	<p>調剤結果情報（電子署名任意）</p>